

# 障害者相談支援システム

## ？ なぜこの事業を行っているのですか？

障害者やその家族が支援を必要とする時に、家族以外に相談できる相手が少ないことから、福祉サービスなどの情報を得ることが難しく、必要なサービスを受けられずに孤立してしまうことがあります。

地域において、障害者やその家族が孤立することのないように支え、必要とする支援を受けられるようにサポートすることを目的に、この事業を行っています。

## ？ どのようなことを行っていますか？

区や東京都等の行政機関をはじめ、身体障害者相談員（☞解説①）、知的障害者相談員（☞解説①）、委託相談支援事業所（☞解説②）が、障害者やその家族からの相談に応じて、その生活を支えていくネットワークを築いています。

「将来どのように生活していこうか？」「介助の方法がわからない。教えてほしい。」といった、地域で生活する障害者やその家族からの相談や要望などに応じて、必要な情報を提供したり、サービスの利用援助や権利擁護のために必要な支援を行ったりと、自立した日常生活、社会生活を営むことができるようにサポートしています。

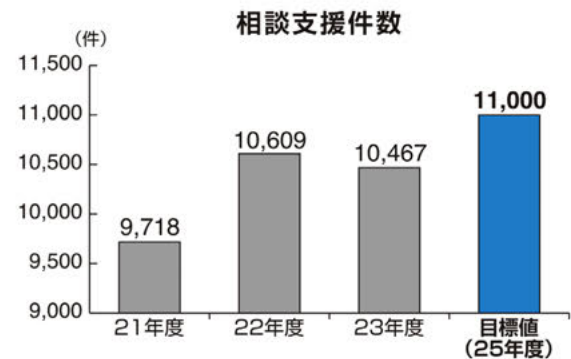
また、このネットワークの他にも、障害者団体や障害福祉サービス提供事業所、特別支援学校（☞解説③）など、様々な関係機関が障害者の地域生活を支えています。



## ？ 事業の進み具合はどうか？

委託相談支援事業所数は、平成24年9月現在、身体障害・知的障害を担当する事業所を主に担当する事業所が3箇所、精神障害を主に担当する事業所が1箇所となっています。その他、区の相談窓口として、障害福祉課・松が谷福祉会館（身体障害・知的障害）及び保健予防課（精神障害）があります。

平成23年度の相談支援件数は、10,467件（身体障害・知的障害・精神障害）で、その内訳は、福祉サービスの利用等に関する相談や社会参加に関する相談が多く占めています。



(資料：障害福祉課)

## ？ 今後はどのように取り組んでいくのですか？

平成24年度には、休日夜間を含む専用電話などによる24時間対応の相談等を開始するとともに、委託相談支援事業所を1箇所増やすことで、事業の充実を図っています。

また、障害者虐待防止センター（☞解説④）の設置により、障害者の権利擁護をさらに推進していきます。

### ■この事業に関するお問合せは■

福祉部障害福祉課	03-5246-1203
健康部保健予防課	03-3847-9405

### 【解説】

#### ①身体障害者相談員・知的障害者相談員

区の委託を受けて、身体障害者や知的障害者からの相談援助に当たる人です。

#### ②相談支援事業所

障害者自立支援法に基づき、都道府県又は区市町村からの指定を受けて、相談支援を行う事業所です。

#### ③特別支援学校

障害児が、「幼稚園・小学校・中学校または高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立できること」を目的とした学校です。

#### ④障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）に基づき、障害者虐待の相談や啓発、通報の受理などを行う機関です。